

令和 8 年度三重県食品ロス削減啓発教材及び動画制作・編集 業務委託仕様書

1 業務の名称

三重県食品ロス削減啓発教材及び動画制作・編集業務委託

2 業務の目的

日本では、年間約 461 万トンの食品ロスが発生しており、令和元年 10 月に食品ロスの削減の推進に関する法律が施行されるなど、その削減が求められている。三重県でも年間約 7.6 万トンの食品ロスが発生しており、食品ロスを削減していくため、県、事業者、消費者等の多様な主体がこの課題に取り組み、社会全体として対応していくよう、食べ物を無駄にしない意識の醸成とその定着を図る必要がある。

このため、児童・生徒が食品ロスについて学ぶ機会を持つこと、県民に食べ物を無駄にしない意識を醸成し定着させることを目的として、普及啓発用の教材及び動画の制作業務を行う。

3 業務の期限

履行期限：契約日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

4 委託業務内容

（1）小学校高学年向けデジタル教材制作業務

児童・生徒が食品ロスについて学ぶ機会を持つことを目的として、学校の授業（45 分）で利用できるデジタル教材の内容や構成イメージ等の構成について企画立案すること。

① 制作内容（尺・本数）

- ・ 小学校高学年向けデジタル教材（45 分授業用、下記動画を含む） 1 式
- ・ デジタル教材用小学校高学年向け食品ロス削減動画 約 15 分程度×1 本
- ・ 教員用指導マニュアル 1 式

② 用途

- ・ 県内小学校授業
- ・ 環境学習

③ 企画・構成

- ・ 制作するデジタル教材は食品ロス削減啓発の内容とし、1 時限（45 分）の授業の中において使用できる内容とすること。使用する教材には 15 分程度の動画を含むものとし、その動画の視聴と併せて活用できる資料も提案すること。資料は学校で使用するデジタル媒体等で活用できる仕様とすること。
- ・ 教材は、汎用性の高いソフトウェア (Microsoft PowerPoint 等) で作成し、納入後も委託者 (三重県) が編集可能なものとする。
- ・ 使用する主言語は、日本語とすること。小学校高学年程度の児童が視聴して内容が理解でき、興味を持ちやすい教材とすること。ひらがな、カタカナ、その他の言語や文章についても、使用対象の年齢が学校教育で学ぶレベルの内容とすること。
- ・ 教材については、食品ロス削減をテーマとし、児童・生徒が食品ロス問題を理解し、削減について考え、楽しく学べる内容であることとする。世界、日本、三重県、身近な食品ロス等の内容を入れたものとする。授業内でクイズやグループディスカッション等ができる内容とすること。

- ・教材の内容については、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の内容をはじめ、「三重県循環型社会形成推進計画」や「三重県食ロス実態調査結果」等、国や本県の方針を踏まえた内容で作成すること。
- ・動画教材については、実写、アニメーション、CG等などで制作し、(事例型(仮想事例とすること)、ミニドラマ、対話型、講義型等で構成)使用対象の児童・生徒が興味を持つ内容とすること。
- ・動画はフルHD以上の解像度で制作すること。動画教材活用資料の形式は、学校で使用するデジタル媒体で活用可能なものとすること。
- ・教員用指導マニュアルは、デジタル教材の使用マニュアルとし、枚数は問わない。内容は、教材制作の主旨、指導案、児童・生徒用付属教材の使い方が分かる資料とすること。

④ 留意事項

- ・制作にあたり、デジタル教材の内容を委託者(三重県)と十分協議すること。また制作段階にあたっては、委託者(三重県)及び県が指定する団体(県内市町の教育委員会等)との複数回の打ち合わせを行い、内容を協議して進めること。
- ・制作から完成、納品までに委託者(三重県)による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・履行期限までは、納品後も軽微な修正については委託者(三重県)と相談の上、対応すること。

(2) 普及啓発動画制作・編集業務

県民に食べ物を無駄にしない意識を醸成し定着させることを目的として、普及啓発用動画の制作を行うこと。制作にあたり、動画の内容や構成イメージ等の構成について企画立案すること。

① 業務内容

- ・県民向け食品ロス削減普及啓発動画の制作 約15秒 × 1本
- ・上記動画を指定した媒体で視聴可能な仕様への編集作業
(作業内容：4(2)③ア～エで示した仕様への編集)

② 用途

- ・三重県ホームページ上での公開
- ・YouTube、SNS、デジタルサイネージ等で放映
- ・県主催のイベント及び講演会等で放映

③ 企画・構成

- ・動画の視聴対象は、すべての三重県民を対象とすること。使用する主言語は、日本語とすること。
- ・政治的中立性を損なう恐れがある内容を含まないこと。
- ・内容は、食品ロス削減啓発についての普及啓発の内容であり、理解しやすく興味を持ちやすい内容とすること。
- ・実写、アニメーション、CG等形式は問わない。
- ・制作にあたり、動画の内容を委託者(三重県)と十分協議して制作すること。
- ・動画はフルHD以上の解像度で制作し、あわせて下記ア～ウに示す媒体での放映可能な仕様に編集したデータ形式で制作すること。
 - ア ホームページや授業などで視聴可能な横型の形式
 - イ スマートフォンで視聴可能な縦型形式
 - ウ コンビニエンスストアにおけるデジタルサイネージ(ファミマTV等)で放映

可能な形式

エ SNS、YouTube 等で放映可能な形式

④ 留意事項

- ・制作から完成、納品までに動画にかかる映像、解説内容、字幕などの動画にかかる内容について、委託者(三重県)との複数回の打ち合わせを行い、内容を協議して進めること。
- ・制作から完成、納品までに委託者(三重県)による複数回の内容確認及び修正指示の機会を設けること。
- ・納品後も、軽微な修正については委託者(三重県)と相談の上、対応すること。

5 スケジュール(予定)

事業実施に係るおおよそのスケジュールは表1のとおりとする。なお、詳細の日程は、委託者(三重県)と協議の上決定する。

表1 スケジュール

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
受託事業者決定 委託契約締結						●						
デジタル教材制作 業務						←					→	
普及啓発動画制作 動画編集作業						←						→

6 報告書及び成果物の提出

(1) 報告書及び普及啓発動画

令和9年3月19日(金)までに納品すること。

ア 委託業務の実施内容を記載した「委託業務完了報告書」(原則としてA4版・両面印刷)
1部(提出時期:委託業務完了時)

イ 普及啓発動画(指定形式での動画) 1式

(2) 小学校高学年向けデジタル教材

令和9年1月29日(金)までに納品すること。

ア 小学校高学年向けデジタル教材(動画教材、教員用指導マニュアルを含む) 1式

7 納品場所

三重県環境生活部資源循環推進課

8 業務委託にかかる留意事項

- (ア) 委託業務の実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者(三重県)と協議を重ねたうえで実施すること。
- (イ) デジタル教材及び動画制作には、オリジナル又はフリー素材を使用するなど、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合は、費用の支払い等の手続きを受託者の負担により行うこと。

- (ウ) 音源、資料等を使用する際の費用の支払い等を含めた一切の手続きも受託者において行うこと。業務に必要な音楽素材やイラスト、映像、画像等素材等は受託者において入手すること。受託者において入手不可能な場合は、協議のうえ、委託者(三重県)が所有している資料等を可能な範囲で提供する。
- (エ) 編集データについては情報漏や滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な情報の管理、運営措置を講じること。また電子媒体によるデータ納品についてはウイルス対策ソフトにより検査したうえで納品すること。納品物が納品時点でウィルス感染していることにより、県または第三者が損害を受けた場合は、すべて受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。
- (オ) 委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権(著作権、意匠権、商標権等)、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。
- (カ) 動画制作に係る撮影、編集、制作、運用、調査、分析、報告等の一切の経費(交通費、食費、宿泊・車両コーディネート費、各種データ費等)は、全て当初の契約金額に含むこと。
- (キ) 本業務において想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県情報セキュリティポリシー」を遵守して業務を行うこと。当該ポリシーに接触する行為又は事業が発生した場合や、そのような恐れがある場合は、委託者(三重県)に報告を行い、指示のもとに速やかに対応すること。
- (ク) 本業務で制作する内容については、県が公表する「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に準拠した編集とすること。動画は、障害の有無や言語の違いなどにかかわらず、視聴者が理解できるよう工夫して制作すること。また、政治的中立性を損なう恐れがある内容を含まないこと。
- (ケ) 個人情報の取扱いについては、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守すること。
- (コ) 成果品にかかる全ての所有権及び著作権は県に帰するものとする。また、その成果品中のデータや写真、イラストなどについては、発注者が制作する印刷物やホームページ等に自由に使用できるものとする。
- (サ) 成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち委託者(三重県)又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって甲に譲渡されるものとする。
- (シ) 受託者は、本業務の成果品、委託者(三重県)提供の素材・資料、本業務に基づき、撮影した写真等を許可なく他に使用しないこと。
- (ス) 成果品に瑕疵が認められた場合は、納入後 1 年間は無償で対応すること。